令和7年度

業務委託仕様書

公示用

業務名称

西車両基地排水管清掃業務

札幌市交通局高速電車部施設課

1 業務名

西重面基地排水管清掃業務

2 対象場所

西車両基地 (札幌市西区二十四軒1条4丁目)

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 7 年 12 月 19 日まで

4 業務概要

本業務は、西車両基地に敷設している屋内外の排水管等を、高圧水噴射機・圧縮空気・薬品・ワイヤー等を使用して洗浄するものである。

5 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、事前に工程表を提出するとともに委託者と十分打合せを行い、委託者業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守し、業務従事者は十分な経験を有した者が実施すること。
- (3) 業務対象場所等においては、列車運行に関する重要かつ高価な設備等が多いので、作業の安全及び 関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。
- (4) 本業務による作業時間は、原則として工場棟:9時00分~17時00分とするが、支障のあるものは時間外とする。なお、地下鉄車両の配置により日中であっても作業時間が限られる、または作業ができないことがあるため、実施工程表を作成する前に発注者と協議の上、作業可能日を確認すること。

配管の閉塞状態が著しいため、1日で1系統程度の作業とするなど、余裕のある工程を立案すること。また、委託者が指示する時間に対しても、十分対処できること。

- (5) 工程表上は作業可能日であっても、突発的な車両の出入庫やその他作業の発生により、作業の中断・変更を要請する場合があるため、委託者の指示に従うこと。
- (6) 業務中に不慮の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本業務に必要な工具、消耗品及び交換部品は、原則として受託者負担とする。
- (8) 業務完了後の清掃、片付け等については、完全に実施すること。
- (9) 本業務で発生した廃棄物については、再使用、再生利用、適正な処理を行うこと。

6 提出書類

提出書類はすべてA4サイズとする。

- (1) 業務着手時
 - 業務着手届

1部 着手と同時

業務責任者及び作業員名簿(自社職員) 業務責任者経歴書 資格一覧(氏名、資格免許の写し添付) 連絡体制表(緊急連絡先含む) 協力業者及び作業内容 業務日程表

(2) 業務実施時

1部 作業の前月5日まで

- ・ 実施工程表
- (3) 業務完了時
 - 業務完了届

• 業務完了報告書

2部 完了と同時

2部 完了と同時

• 作業写真

2部 完了と同時

報告書、作業写真については書類と別に電子データ (CD等) 1部

7 作業内容

下記の範囲について、排水管および桝を高圧水噴射機等を使用して洗浄・消毒を行う。 作業範囲の詳細は別添排水管経路図を参照すること。(内訳書の数量は参考とする)

【工場線】圧送管

- (1) P-304 集結槽からP-303 集結槽(湧) までの送水管
- (2) P-303 集結槽(湧)から地上汚水桝までの送水管(湧水系統)
- (3) P-308 集結槽からP-307 集結槽までの送水管
- (4) P-307 集結槽から地上汚水桝までの送水管 (湧水系統)
- (5) P-303 地上汚水桝からP-307 地上汚水桝までの送水管
- (6) P-303 地上汚水桝から下水本管までの送水管
- (7) P-406 地上汚水桝からP-409 地上汚水桝までの送水管
- (8) P-406 地上汚水桝から下水本管までの送水管
- (9) P-414・P416 集結槽からP-415 集結槽までの送水管
- (10) P-415 集結槽から地上汚水桝までの送水管
- (11) P-418・P419 集結槽からP-417 集結槽(湧)までの送水管
- (12) P-417 集結槽 (湧) から地上汚水桝までの送水管 (湧水系統)
- (13) P-415 地上汚水桝からP-417 地上汚水桝までの送水管
- (14) P-415 地上汚水桝から下水本管までの送水管

【工場線】トイレ・流し台

- (15) 301系トイレからP-301集結槽までの汚水・雑排水管(機器洗浄)
- (16) 402系トイレからP-402集結槽までの汚水・雑排水管(機器洗浄)
- (17) 303系トイレからP-303集結槽 (汚) までの汚水管 (機器洗浄)
- (18) 303系トイレからP-303集結槽(湧)までの雑排水管(機器洗浄)
- (19) 409系トイレからP-409集結槽(汚)までの汚水・雑排水管(機器洗浄)
- (20) 417系トイレからP-417集結槽 (汚) までの汚水・雑排水管 (機器洗浄)
- (21) B1F仮眠室トイレからP-402集結槽までの汚水管(機器洗浄)
- (22) B1F仮眠室トイレからP-404集結槽までの雑排水管 (機器洗浄)
- (23) B1F施設詰所流し台からP-305集結槽までの雑排水管
- (24) B2F作業スペース流し台及び清掃員室手洗いからP-401集結槽までの雑排水管
- (25) B2F受付流し台からP-411集結槽(汚)までの雑排水管
- (26) B2F機械室流し台からP-410までの雑排水管(機器洗浄)

業務完了報告書・作業写真の作成

作業実施後は、作業内容、配管の状態について業務完了報告書・作業写真を作成すること。 業務完了報告書には作業場所、実施日、使用機材、使用薬剤等を記載すること。作業前の詰まり状 態、作業後の状態について所見を記載し、今後の清掃時期の目安を記載すること。各系統について、清 掃前および清掃後の配管閉塞状態を百分率で記載すること。

また作業写真は、作業前・作業後の配管状態、各工程及び各作業の状況、使用資材等を撮影するこ と。配管内の状態については、ファイバースコープ等を用いて各径路3か所以上撮影すること。

契約不適合責任

業務完了後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを委託者が確認し、その原因 が受託者の業務履行上の過失に起因する場合は、委託者の指示に従い、受託者が速やかに責任をもって 修理復旧を行うこと。

法令遵守(コンプライアンス)の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の 遵守を徹底すること。

札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力 11

受託者は作業従事者へ本市の「環境方針」(下記URL参照)を周知し、本市の環境配慮に対する取り 組みについて理解させること。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/documents/kankyo_houshin.pdf

異常時等の報告

- (1) 本業務の従事中に、地下鉄駅及び関係施設内で、通常とは異なる事象(損傷、異音、発熱、臭いな ど)及び不審者、不審物に気づいた場合には、些細なことでも躊躇なく、委託者に報告すること。 (2) 本業務の従事中に、設備等が通常とは異なる事実に気付いた場合には、委託者に積極的な報告を行
- うこと。

その他の特記事項

- (1) 本業務に関し疑義を生じた場合は、委託者と協議し業務履行に遺漏のないようにすること。 (2) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。
- (3) 業務の遂行については、作業者の健康に留意し必ず複数の人数で行うこと
- (4) 業務以外で緊急又は臨時的に実施した業務については、内容、使用資材、処理等について、速やか に報告すること。
- (5) 対象の配管は高所に敷設されているため高所作業があり、かつ鉄分の析出により閉塞が著しいた め、業務を履行するにあたっては十分な経験のある者が作業を行うこと。
- (6) 配管内清掃の際に必要な高圧洗浄車、リフト等は受託者にて用意すること。またその賃料、搬入お よび搬出等の費用は受託者の負担とする。

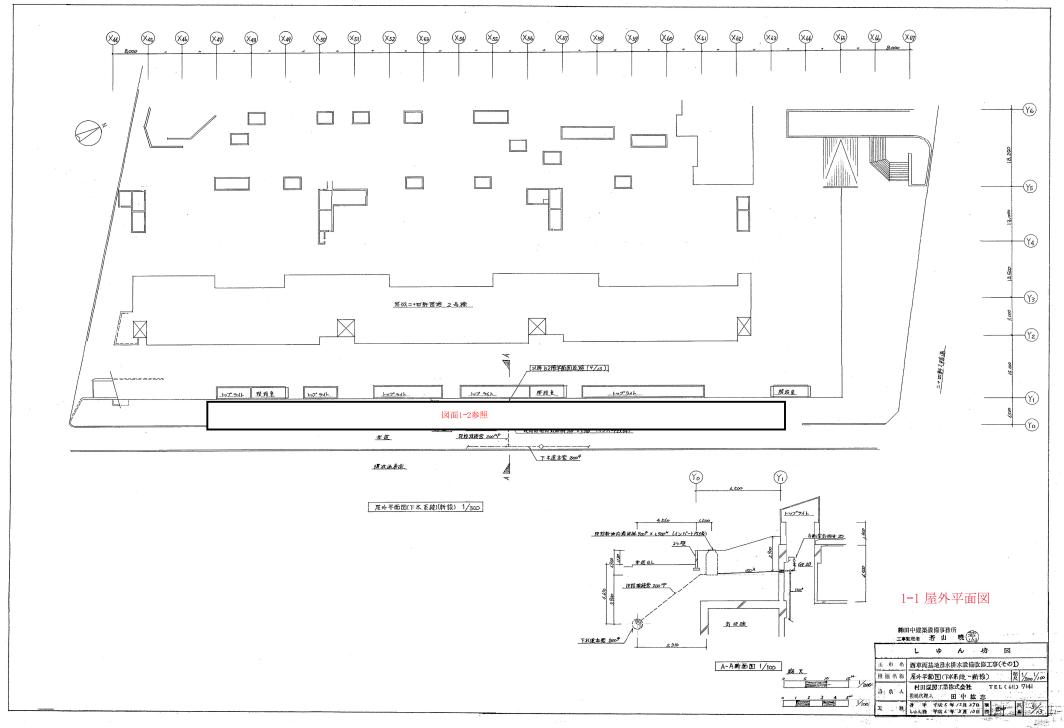
令和7年度

排水管経路図

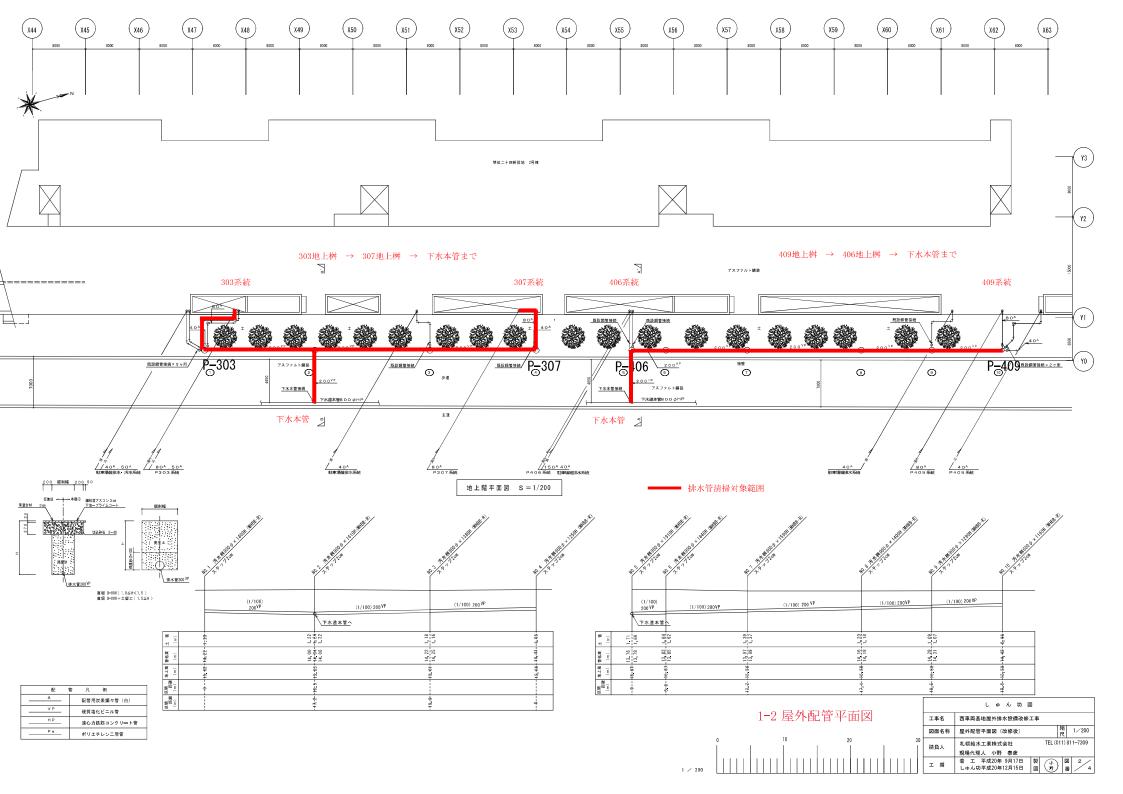
業務名称

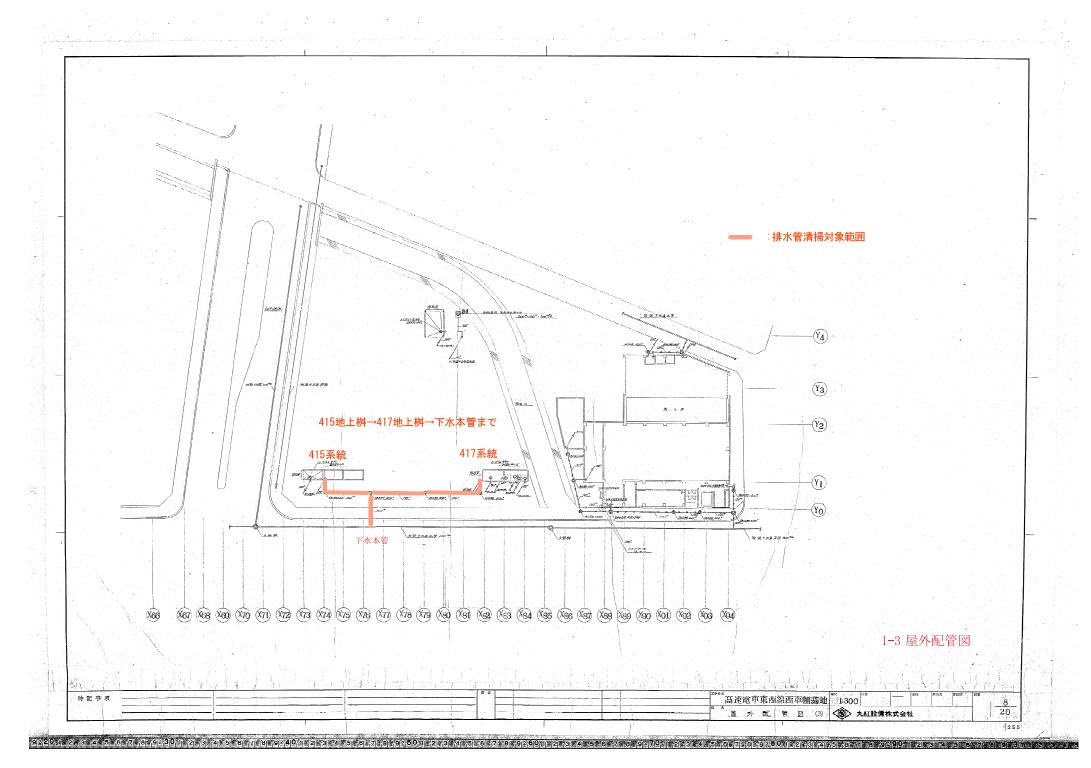
西車両基地排水管清掃業務

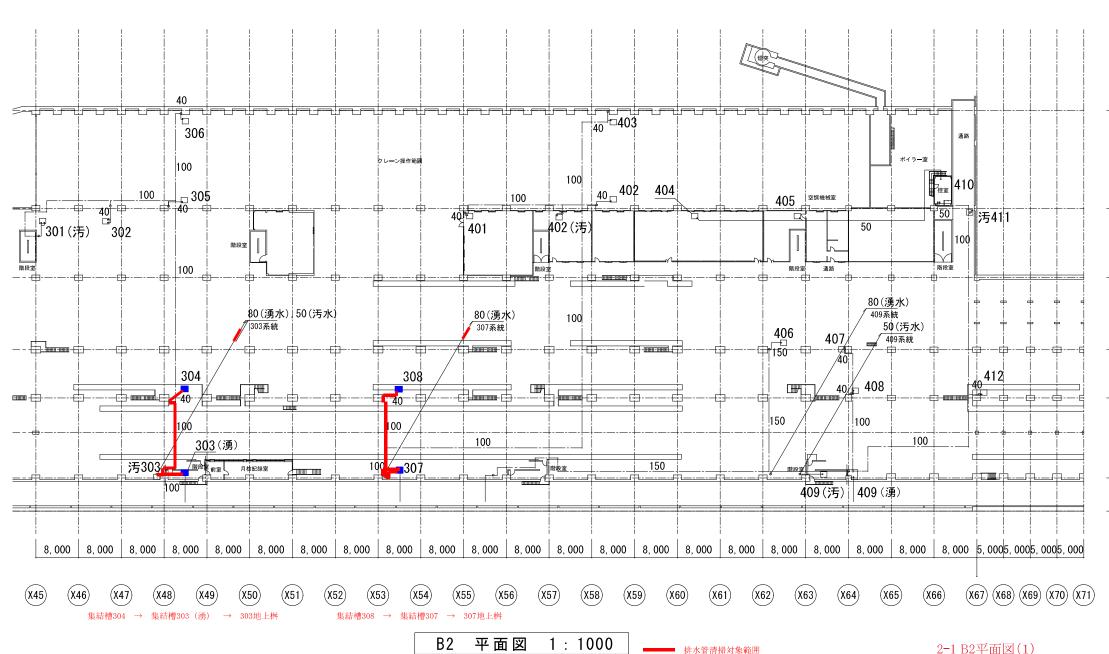
札幌市交通局高速電車部施設課



80 - WEN







2-1 B2平面図(1)

